

「(仮称)後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る
見解書の縦覧について

1 期 間

令和8年5月7日(木)から令和8年5月26日(火)まで
ただし、土曜日及び日曜日を除く。

2 時 間

午前9時30分から午後4時30分まで

3 場 所

- (1) 文京区資源環境部環境政策課
(文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター17階)
- (2) 新宿区環境清掃部環境対策課
(新宿区歌舞伎町一丁目4番1号)
- (3) 千代田区環境まちづくり部環境政策課
(千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区役所5階)
- (4) 東京都環境局総務部環境政策課
(新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎19階)
- (5) 東京都多摩環境事務所管理課
(立川市錦町四丁目6番3号 東京都立川合同庁舎3階)

4 閲 覧

前記の縦覧を補うため、次の場所において、縦覧図書を閲覧に供する。

- (1) 文京区 : 礫川地域活動センター(文京区小石川二丁目18番18号)
大塚地域活動センター(文京区大塚一丁目4番1号)
音羽地域活動センター(文京区音羽一丁目22番14号)
- (2) 新宿区 : 箆笥町特別出張所(新宿区箆笥町15番地)
牛込箆笥地域センター(新宿区箆笥町15番地)
新宿区立中央図書館(新宿区大久保三丁目1番1号)
- (3) 千代田区 : 富士見出張所(千代田区富士見一丁目6番7号)
神保町出張所(千代田区神田神保町二丁目40番地)

「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に係る
都民の意見を聴く会の開催について（予定）

1 公示日 令和8年5月13日（水曜日）

2 開催日時 令和8年6月12日（金曜日）午後2時30分開始予定

3 開催場所 文京区民センター（文京区本郷四丁目15番14号）

4 注意事項 公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

5 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和8年5月13日（水曜日）から令和8年5月27日（水曜日）までに、公述申出先へ持参、郵送（消印有効）又は申出フォーム（電子申請サービス）により提出すること。

(1) 氏名（ふりがなを付すこと。）及び住所

法人その他の団体を代表して意見を述べる場合は、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名（ふりがなを付すこと。）、住所及び役職名並びに連絡先（自宅又は勤務先等の電話番号）

(2) 対象事業の名称

(3) 公述しようとする意見の要旨（800字以内）

6 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

郵便番号 163 - 8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 19階

申出フォーム（電子申請サービス）は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

7 公述人の選定

(1) 公述人の数は、25人程度とする。

(2) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。

(3) 公述人を選定したときは、申出人に通知をする。

8 公述の範囲及び公述時間

(1) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(2) 一人当たりの公述時間は15分以内とする。

9 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、開始時刻の30分前から会場入口において先着順に交付する。

10 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

郵便番号 163 - 8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当（審査1ライン）

電話番号 03（5388）3441（直通）